

# 学校いじめ防止基本方針

令和2年3月改定

下関市立川中西小学校

## 目次

<b>1</b>	<b>いじめの防止等に関する基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめの禁止	
	(3) 求められる責務	
	(4) 基本的な認識	
	(5) いじめの分類	
	(6) 基本的な姿勢	
	(7) 基本的な対応	
<b>2</b>	<b>学校の取組</b> .....	<b>6</b>
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 校内体制の確立	
	① 「いじめ防止対策委員会」の設置	
	② 指導体制の強化	
	③ 教職員が児童生徒と向き合うことができる体制の整備	
	④ 学校評価による評価・検証・改善	
	⑤ 教育委員会への報告・相談	
	(3) 家庭、地域、関係機関等との連携	
	(4) 未然防止の取組	
	① 「心の教育」の充実	
	② いじめを許さない学校・学級づくり	
	③ 児童生徒の主体的な活動の充実	
	④ 日常的な実態把握・かかわり	
	⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築	
	⑥ 中学校区での取り組み	
	(5) 早期発見の取組	
	(6) 解決に向けた取組	
	① 初期対応	
	② 中期・長期対応	
	(7) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応	
	① 未然防止	
	② 初期対応	
	③ 被害拡大の防止	
	④ 関係機関との連携	
	(8) いじめの解消について	

3 重大事態とは	...../.....	1 2
4 学校教育相談全体計画	...../.....	1 3
5 問題行動発生時における危機管理体制	.....	1 5
6 特別支援教育との関連	.....	1 6

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心になっていじめに該当するか否かを判断することとし、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※「心理的または物理的な影響を与える行為」とは、

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

### (2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（「いじめ防止対策推進法」第4条）

### (3) 求められる責務

#### ◆教育委員会の責務（法第7条より）

学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務がある。

#### ◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

#### ◆保護者の責務等（法第9条より）

児童がいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、児童がいじめを受けた場合には、適

切に児童を保護する責務がある。

#### (4) 基本的な認識

◆いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◆いじめは「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。

◆いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」である。

- ・いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。(いじめとふざけ合いが区別しにくい)
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」

- ・児童の様子をいち早くキャッチした者が、その児童を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

#### (5) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

## (6) 基本的な姿勢

### 学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

### 保護者として

- ・どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の児童とかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりする時は、速やかに学校等に通報または相談する。

### 子どもとして

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談する。

### 地域社会として

- ・「地域の児童は、地域で育てる」ことを目指し、すべての児童が健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

## (7) 基本的な対応

### 『未然防止・早期発見・早期対応』

#### 未然防止

- ・児童の発達段階に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

#### 早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、児童一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、児童

が発するサインを見逃さない。

・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、児童が不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。

### 早期対応

・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職への報告と情報共有を行い、組織的に対応する。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決を目指す。

・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

※ 学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

## 2 学校の取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条より）

・国、県、市の各基本方針を参考にして、自らの学校の実態や実状を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### (2) 校内体制の確立

#### ① 「いじめ防止対策委員会」の設置（法第22条より）

##### いじめ防止対策委員会の構成

校長以下、**教頭、教務、該当児童学年主任、学級担任、生徒指導主任、教育相談主任、校内Co、SC**、と、3部会における「豊かな心部会」がこれにあたる。

・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。

・必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW、GA等の外部専門家を活用する。

・本組織の存在及び活動が、児童・保護者に容易に認識される取組を行うように努める。

#### ② 確実な情報共有と指導體制の強化

・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。

・全教職員が、いじめは「どの学校でも、子どもにも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。

（山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」いじめ－6参照）

・特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童も在籍して

いる。個々の児童の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。

- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

- ・「いじめ防止対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能することができるようにする。

### ③ 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

### ④ 学校評価による評価・検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

### ⑤ 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告・・・毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
- ・臨時報告・・・「重大事態に類する事案」を認知した場合は、直ちに報告する。

※重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### (3) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」の内容（いじめの定義、「いじめ防止対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等）について、PTA総会や学校運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。

- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。

- ・教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、関係機関等と連携して対応できる体制を整備する。

### (4) 未然防止の取組 ※「下関スタンダード生徒指導版」参照

#### ① 「心の教育」の充実

- ・特別の教科 道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。

- ・授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとと

もに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

## ② いじめを許さない学校・学級づくり

- ・児童に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

## ③ 児童の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

## ④ 日常的な実態把握・かかわり

- ・児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に児童とかかわり、信頼関係を築く。

## ⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりや「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

## ⑥ 中学校区での取組

- ・垢田中学校区協育ネット協議会と協働して、中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。
- ・小中連携、小小連携を組織的に取り組み、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小中学校全職員が協働して取り組む体制を作る。

## (5) 早期発見の取組（把握しにくいいじめへの対応）

※ 問題行動対応マニュアル

「いじめ：②いじめの早期発見に向けた取組」いじめ－2 参照

### ① 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもち、行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が適切な対応及び指導を行う。

### ② 連絡帳や保護者との会話、児童クラブからの情報収集

### ③ いじめアンケートの実施（児童：スマイルアンケートとして毎週、保護者：学期に1回程度）

- ・週1回のアンケート調査を確実にいき、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。

### ④ いじめ相談箱（スマイルポストの設置）



- ⑤ 担任による教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）
- ⑥ 悩みごと等の相談機関の周知（下関スタンダード生徒指導版「相談窓 ー覧」等）

毎週行われる「スマイルアンケート」の結果を集約し、その分析を受けていじめの未然防止と早期発見に努める。

- ⑦ 気になる児童やその対応について全職員との共通理解を図る（毎月の三部会）
- ⑧ ルールとふれあいのある学級づくりへの支援（ハイパーQUテスト・QUテストの実施と結果活用）

## （6）解決に向けた取組

### ① 初期対応 ※問題行動等対応マニュアル「いじめ：初期対応、初期・中期対応」参照

#### ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。  
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

#### イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

#### ウ 関係児童生徒への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

#### **被害児童**

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・報復を恐れて真実を語れないということがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかりと伝える。

#### **加害児童**

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

#### **周囲の児童**

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

### エ いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
  - a 被害児童とその保護者への対応
  - b 加害児童とその保護者への対応
  - c 他の児童及び保護者への対応
  - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

## オ 対応上の留意点

### a 被害児童とその保護者への対応

#### **被害児童** 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

#### **被害児童の保護者** 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

### b 加害児童とその保護者への対応

#### **加害児童** 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童生徒に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

#### **加害児童の保護者** 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

### c 他の児童及び保護者への対応

#### **他の児童**

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

## **他の保護者**

- ・重大事態の場合、加害・被害児童及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

### **d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）**

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

### **e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）**

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

## **② 中期・長期対応 ※ 問題等行動対応マニュアル「いじめ：中期・長期対応」参照**

### **ア 当該児童の見守りと継続的な指導**

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

### **イ 対応上の課題分析と指導体制の強化**

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

### **ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善**

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、毎年いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### **エ 進級・進学に伴う引き継ぎ**

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

### **オ 学校運営協議会への報告と支援要請**

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

### **カ 関係機関等と連携した対応**

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

## **(7) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応**

### **① 未然防止**

#### **ア 情報モラル教育の充実**

ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統

的に実施する。

#### イ 児童生徒の主体的な活動

児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。  
中学校生徒会においては、「ネットトラブル根絶指針」（平成28年度下関・長府・小串警察署管内少年サミットにて採択）の下、全ての中学校が積極的に取組を推進する。

#### ウ 家庭・地域への啓発活動

保護者会や学校運営協議会等を通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。

「ネットやゲームの利用についてのアンケート」をもとに、ネット・ゲーム等のトラブル防止の啓発に努める。

#### ② 初期対応

・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

#### ③ 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

#### ④ 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

#### (8) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・被害者児童が、心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害者児童生徒及びその保護者に対し、面談等による確認することで判断する。

### 3 重大事態とは（法第28条第1項第1号）

- ① いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

# 学校教育相談 全体計画

## 1 学校教育相談の意義

教育相談とは、単に非行対策、不登校児童への対応といった消極的な面だけでなく、積極的に全ての児童の人格のよりよい発達を目指すとともに、一人ひとりの児童にとって、充実した学校生活を保証し、自己実現を目指すものです。また、その児童の後ろには日々子育てに奮闘されている家族があり、家族の心を支えていくことも、大切な役割と言えるでしょう。

## 2 学校教育相談の目的

### 全教職員で…

(1) 児童と教師、保護者と教師、児童相互の人間関係、信頼関係を構築する。

(2) 児童理解につとめ、思いを受け止めながら悩みや問題を解決する。

児童一人ひとりの内面を、把握・理解するとともに児童の思いを共感的に受け止め、悩みや問題を一緒になって解決する。

(3) 保護者の思いを共感的に受け止める。

悩みに傾聴し、必要に応じて一緒に解決しようとすることにより、安心して児童を学校に送り出せるように働きかける。

### 管理職・教育相談担当で…

(4) 学級経営を支援する。

悩みを聞いたり、関係機関と協力したりしながら、担任が学級経営を安心して行えるようにするための支援を行う。

## 3 学校教育相談の基礎

学校教育相談は、教育相談室の中で特定の方向（来談面接）によって定期的に実施する場合と日々様々な機会をとらえて必要に応じて随時行うチャンス面談があるが、児童に関してはチャンス面談の方が頻度が高い。そのため、日ごろから児童との間に教育相談がいつでも効果的に進められるような人間関係を作り、それに基づいて個々の児童を理解するための資料を収集する努力を重ねていく必要がある。

## 4 学校教育相談年間計画

### (1) 担任による日々の学級経営

担任は日々児童と接し、教育相談的時間を適宜設けて児童と触れあっている。

これが最も児童にとって話しやすく、効果的な教育相談と言えるだろう。

### (2) 学校全体の教職員による児童との関わり

登校指導時、休み時間、給食、専科の授業や保健室など、担任以外の教職員が関わる場面での会話が、児童がポロリとこぼす本音を聞くチャンスでもある。

### (3) 校内全体での児童理解

全職員で共通理解しておいた方がよいと思われる児童について、情報交換を行う。

(児童理解タイム…本年度も学校全体で共通理解できるように、学級写真を1つのフォルダに入れて、みんなが児童の顔を確認しながらできるようにする。校

長室にも写真と名前が入ったファイルを置いておく。進行は生徒指導主任・教育相談。できるだけテーマを毎回絞って事例を発表し、対応や解決策についても話し合える会とする。)

\* さまざまな問題を担任だけでなく、教職員全体が当事者として考え、サポートし、解決に向けて力を合わせていこう！という会にしていきたいです。

また、写真の提供と児童名記入を後日お願いします。

\* 児童理解タイムのテーマ例（29年度）

（新年度になってのクラスの様子・保健室からみた児童の様子・最近の児童の様子・来年度へ向けての引き継ぎ等…）

#### （４）アンケートの実施

①ウィークリースマイルアンケート（週1回木曜日）

②マンスリーアンケート（月1回月末）

③学期末体罰アンケート

・アンケート実施後、悩みのある児童と面談を行う。その結果を担当に報告  
（2学期は全員と面談）

（目的）児童理解を深め、一人ひとりの様子や人間関係について理解し、児童が気になることについて素早い対応ができる手立てとする。

#### （５）相談室の保護者利用

・ 成長の過程で気になること、友人関係、人間関係、子育てに関する悩みなどを聴き、話し合う。（保護者からの申し込み、教員からの呼びかけ、『はつらつ川西っ子』による広報など）保護者の気持ちを受け止め、少しでも気持ちが楽になるようにサポートする場にもしていきたい。

#### （６）相談室の児童の利用

・ 必要に応じて児童の悩みや心配事について話し合う教育相談と、児童の話に、傾聴している・・・という立場で対応する教育相談とを行う。

#### （７）ＳＣの活用

・ スクールカウンセラー『 先生』

川中西小学校・・・後日決定

日頃から連絡を取りながら、アドバイスを受けることも可能。また、必要に応じて児童や保護者との面談を設定していきたい。

（昨年は児童・保護者・担任との面談、垢田中3校情報交換、等を行った。）

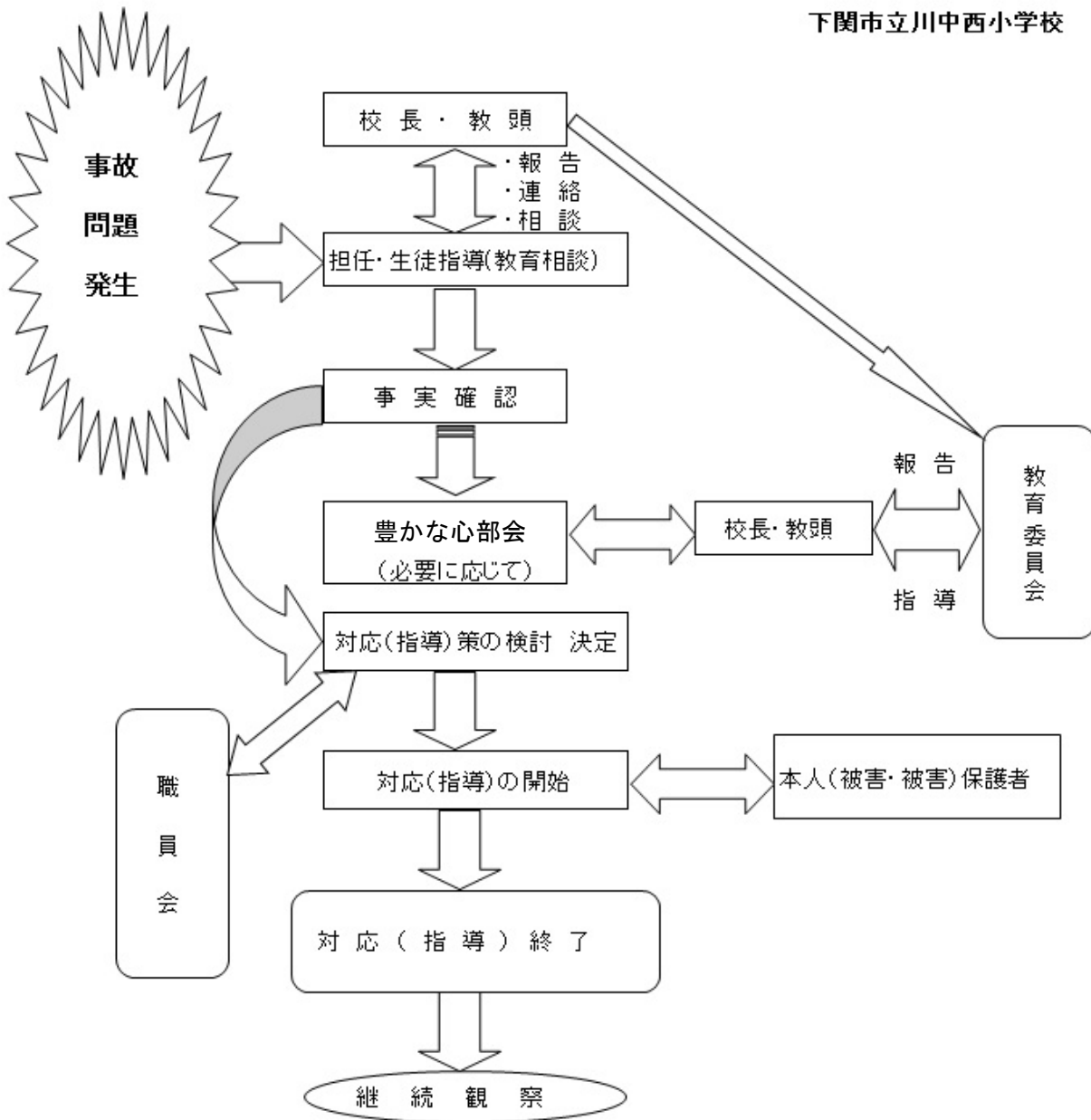
\* 保護者からの希望があれば、担当が佐村先生と連絡をとる。

#### （８）スマイルポスト（詳しくは後日提案）

・ 手紙なら気持ちが伝えられる、ちょっとした思いを伝えたい、つながりを持ちたい、こっそり相談したい…という児童のために、お手紙ポストを設置する。（用紙はそばにおく。本年度はポストの置き場は、相談室前の1か所。）

## 問題行動発生時における危機管理体制

下関市立川中西小学校



※問題行動とは次のものをさす

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1 強盗 放火 強姦 | 6 家出             |
| 2 暴力       | 7 自殺(行為・予告電話・手紙) |
| 3 恐喝       | 8 公共物破損          |
| 4 性被害      | 9 その他(シンナー 無断外泊) |
| 5 窃盗 万引き   | 10 いじめ           |

## 6 特別支援教育と生徒指導の関連

特別支援教育は、発達障害も含め、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校において行われるものである。

発達障害等の児童は、学習面でのつまずきや対人関係がうまくとれない等、自分に自信がもてない、周囲から受け入れられない等により、いじめの対象となったり、不適応を起こしたりする場合があります、それらが、不登校につながることもあると指摘される。

このため、発達障害等の児童は、障害により引き起こされる様々な問題が起きないように、周囲の者が適切な支援方法を十分に理解して対応していくことが重要である。

### ○発達障害に対する対応

#### 〈支援の方法〉

◇日常生活で、本人が対処に困りそうな場面を想定し、ロールプレイ等により、事前にソーシャルスキルを身に付けさせる。

◇自分が困ったときに、何を、どのように支援してほしいのかを、周囲の人に具体的に伝えられるように、練習させておく。

◇目標をスモールステップに区分し、一步一步確実に達成できるように指導する。

◇不適切な言動に対して、感情的に叱ることなく、冷静に、分かりやすく丁寧な説明と指導を行う。

◇適切な言動ができたときには、本人に伝わるように褒める。

### ○地域での教職員間の連携

### ○児童生徒の交流体験

◇「個別指導」：「つまずきやすい」児童に対して、個に即した助言や支援を行う、取り出し授業や補習授業等を行う。

◇「集団指導」：「つまずきやすい」児童だけでなく、全ての児童が互いの特性を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進める、わかりやすい授業づくりを進める。